熊原第２３－０３５号
令和５年８月２３日

原子力規制委員会　殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目３３番５号
原 子 燃 料 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長　　伊藤　義章

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書に係る変更の届出

令和元年１１月７日付け熊原第１９－０３５号をもって申請し、令和２年１月１５日付け熊原第２０－００１号、令和２年４月６日付け熊原第２０－００９号、令和２年８月２８日付け熊原第２０－０１８号、令和３年１月１８日付け熊原第２１－００１号、令和３年７月９日付け熊原第２１－０３８号、令和３年１０月２２日付け熊原第２１－０４４号、令和４年７月２１日付け熊原第２２－０１５号、令和４年１１月１８日付け熊原第２２－０３１号、令和５年６月２９日付け熊原第２３－０２５号及び令和５年７月２１日付け熊原第２３－０３２号をもって変更を届け出た核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第３条の５第２項の規定に基づき、別記のとおり届出いたします。

[　　]内は、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、
一部又は全部公開できません。

別　記

１．変更の内容

(1) 令和元年１１月７日付け熊原第１９－０３５号をもって申請し、令和２年1月１５日付け熊原第２０－００１号、令和２年４月６日付け熊原第２０－００９号、令和２年８月２８日付け熊原第２０－０１８号、令和３年１月１８日付け熊原第２１－００１号、令和３年７月９日付け熊原第２１－０３８号、令和３年１０月２２日付け熊原第２１－０４４号、令和４年７月２１日付け熊原第２２－０１５号、令和４年１１月１８日付け熊原第２２－０３１号、令和５年６月２９日付け熊原第２３－０２５号及び令和５年７月２１日付け熊原第２３－０３２号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「四、検査を受けようとする事項、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。

（変更前）

ロ．期　日

令和元年１２月１８日から令和５年８月下旬

（変更後）

ロ．期　日

令和元年１２月１８日から令和５年９月上旬

(2) 令和元年１１月７日付け熊原第１９－０３５号をもって申請し、令和２年1月１５日付け熊原第２０－００１号、令和２年４月６日付け熊原第２０－００９号、令和２年８月２８日付け熊原第２０－０１８号、令和３年１月１８日付け熊原第２１－００１号、令和３年７月９日付け熊原第２１－０３８号、令和３年１０月２２日付け熊原第２１－０４４号、令和４年７月２１日付け熊原第２２－０１５号、令和４年１１月１８日付け熊原第２２－０３１号及び令和５年６月２９日付け熊原第２３－０２５号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「五、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」」について、以下のとおり変更する。

（変更前）

令和５年９月４日

（変更後）

令和５年９月２２日

(3) 令和元年１１月７日付け熊原第１９－０３５号をもって申請し、令和２年1月１５日付け熊原第２０－００１号、令和２年４月６日付け熊原第２０－００９号、令和２年８月２８日付け熊原第２０－０１８号、令和３年１月１８日付け熊原第２１－００１号、令和３年７月９日付け熊原第２１－０３８号、令和３年１０月２２日付け熊原第２１－０４４号、令和４年７月２１日付け熊原第２２－０１５号、令和４年１１月１８日付け熊原第２２－０３１号、令和５年６月２９日付け熊原第２３－０２５号及び令和５年７月２１日付け熊原第２３－０３２号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「別添１　工事工程表」について、以下のとおり変更する。

（変更前）

添付１に示す。

（変更後）

添付２に示す。

２．変更の理由

・　新規制基準適合工事の実施時期の予定の変更に伴い、使用前検査の期日と加工施設の使用の開始の予定時期を変更する。

以上

別添1
（変更前）

添付1

工 事 工 程 表（1／2）（注1）

認可番号等	施設区分	場所	名称 設備・機器名称	名称 機器名	変更内容
令和元年度10月8日付け原規規発第1910082号（令和2年4月6日付け熊原第20-003号にて軽微な変更の届出）	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-1	—	（変更なし）
			輸送容器搬送コンベアNo.1-2	—	改造
			粉末缶移載装置No.1-1	—	（変更なし）
			粉末缶移載装置No.1-2	—	（変更なし）
			粉末缶搬送コンベアNo.1	—	（変更なし）
			輸送容器搬送コンベアNo.2-1	—	（変更なし）
			輸送容器搬送コンベアNo.2-2	—	改造
			粉末缶移載装置No.2-1	—	（変更なし）
			粉末缶移載装置No.2-2	—	（変更なし）
			粉末缶搬送コンベアNo.2	—	（変更なし）
		第2加工棟	原料保管設備D型No.1	—	改造
			原料搬送設備No.2	粉末スタッカクレーン	（変更なし）
			原料搬送設備No.2	粉末缶コンベア	改造
		第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末缶受台	（変更なし）
		（注2）	原料搬送設備No.2	粉末缶台車	（変更なし）
		第2加工棟	原料保管設備E型No.1	—	改造
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.1	（変更なし）
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.2	（変更なし）
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.3	（変更なし）
		第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.4	（変更なし）
		（注3）	保管容器F型	—	（変更なし）
		（注4）	保管容器F型（中性子吸収板(型内蔵型）	—	（変更なし）
		第2加工棟	ペレット保管ラックB型No.1	—	改造
			ペレット搬送設備No.3	ペレットスタッカクレーン	（変更なし）
		（注5）	保管容器G型	—	（変更なし）
		第2加工棟	ペレット保管ラックE型No.2-1	—	改造
		第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.1	—	改造
			燃料棒保管ラックB型No.2	—	改造
			燃料棒搬送設備No.7	燃料棒スタッカクレーン	改造
		第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7	燃料棒トレイコンベア	（変更なし）
		（注6）	保管容器H型	—	（変更なし）
		第2加工棟	燃料集合体保管ラックE型No.1	—	撤去

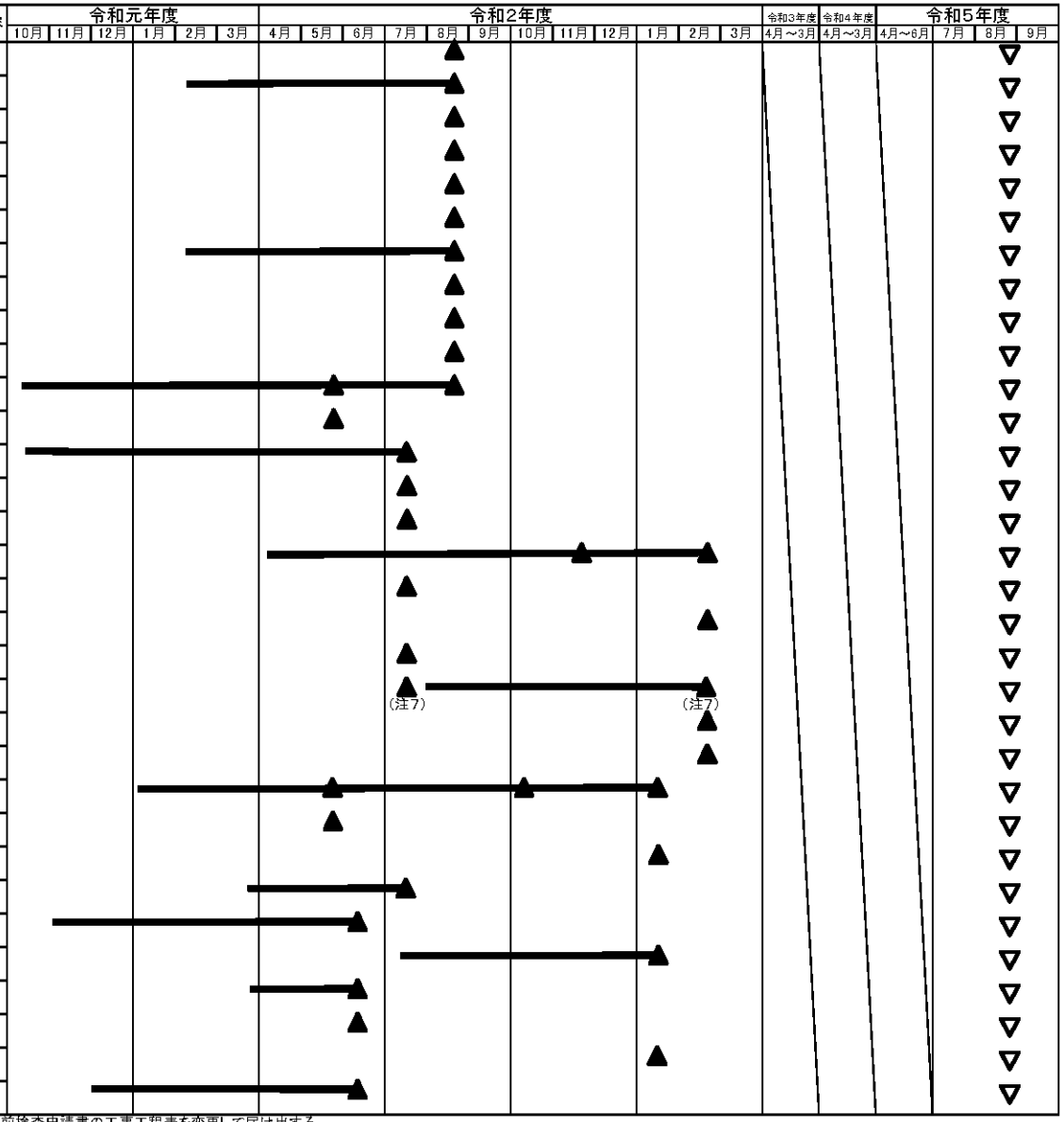

注1　規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。
注2　第2加工棟
注3　第2加工棟
注4　第2加工棟
注5　第2加工棟
注6　第2加工棟
注7　第1次設工認に基づいて、核燃料物質の移動に使用するため、工事使用の前に検査を受け、工事使用後に再度検査を受ける計画とする。

【凡例】
：工事期間
：使用前検査（実績）
：加工施設の性能検査

工 事 工 程 表（2／2）（注1）

認可番号等	施設区分	場所	名称 設備・機器名称	名称 機器名	変更内容
令和元年度12月2日付け 原規規発第1912022号	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 [redacted]	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚No.2	撤去
			試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	撤去
	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 [redacted]	気体廃棄設備No.1 系統Ⅶ（局所排気系統）	フィルタユニット（設備排気用）	部分撤去
			気体廃棄設備No.1 系統Ⅶ（局所排気系統）	ダクト	部分撤去
	その他の加工施設	第2加工棟 [redacted]	試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去
			試験開発設備	粉末粉砕篩分装置	撤去
			試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去
			試験開発設備	小型粉末粉砕篩分装置	撤去
			試験開発設備	試験設備フード	撤去
			試験開発設備	試験設備ベース	撤去
		第2加工棟 [redacted]	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピー	仮移設
			火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	仮移設
			緊急設備	非常用照明	仮移設
			緊急設備	誘導灯	仮移設
		屋外（第2加工棟西側）	消火設備	屋外消火栓	仮移設

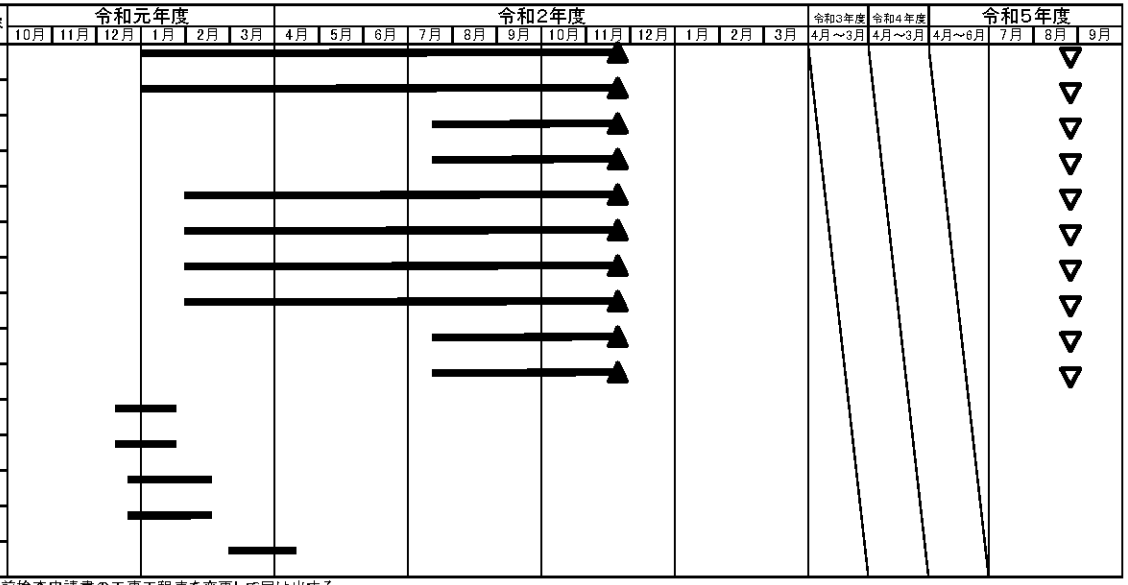

注1　規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

【凡例】
- ▬ ：工事期間
- ▲ ：使用前検査（実績）
- ▽ ：加工施設の性能検査

別添1
（変更後）

添付2

工 事 工 程 表（1／2）（注1）

認可番号等	施設区分	場所	名称 設備・機器名称	名称 機器名	変更内容
令和元年度10月8日付け原規規発第1910082号（令和2年4月6日付け熊原第20-003号にて軽微な変更の届出）	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-1	—	（変更なし）
			輸送容器搬送コンベアNo.1-2	—	改造
			粉末缶移載装置No.1-1	—	（変更なし）
			粉末缶移載装置No.1-2	—	（変更なし）
			粉末缶搬送コンベアNo.1	—	（変更なし）
			輸送容器搬送コンベアNo.2-1	—	（変更なし）
			輸送容器搬送コンベアNo.2-2	—	改造
			粉末缶移載装置No.2-1	—	（変更なし）
			粉末缶移載装置No.2-2	—	（変更なし）
			粉末缶搬送コンベアNo.2	—	（変更なし）
		第2加工棟	原料保管設備D型No.1	—	改造
			原料搬送設備No.2	粉末スタッカクレーン	（変更なし）
			原料搬送設備No.2	粉末缶コンベア	改造
		第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末缶受台	（変更なし）
		（注2）	原料搬送設備No.2	粉末缶台車	（変更なし）
		第2加工棟	原料保管設備E型No.1	—	改造
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.1	（変更なし）
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.2	（変更なし）
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.3	（変更なし）
		第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.4	（変更なし）
		（注3）	保管容器F型	—	（変更なし）
		（注4）	保管容器F型（中性子吸収板(型内蔵型)	—	（変更なし）
		第2加工棟	ペレット保管ラックB型No.1	—	改造
			ペレット搬送設備No.3	ペレットスタッカクレーン	（変更なし）
		（注5）	保管容器G型	—	（変更なし）
		第2加工棟	ペレット保管ラックE型No.2-1	—	改造
		第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.1	—	改造
			燃料棒保管ラックB型No.2	—	改造
			燃料棒搬送設備No.7	燃料棒スタッカクレーン	改造
		第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7	燃料棒トレイコンベア	（変更なし）
		（注6）	保管容器H型	—	（変更なし）
		第2加工棟	燃料集合体保管ラックE型No.1	—	撤去

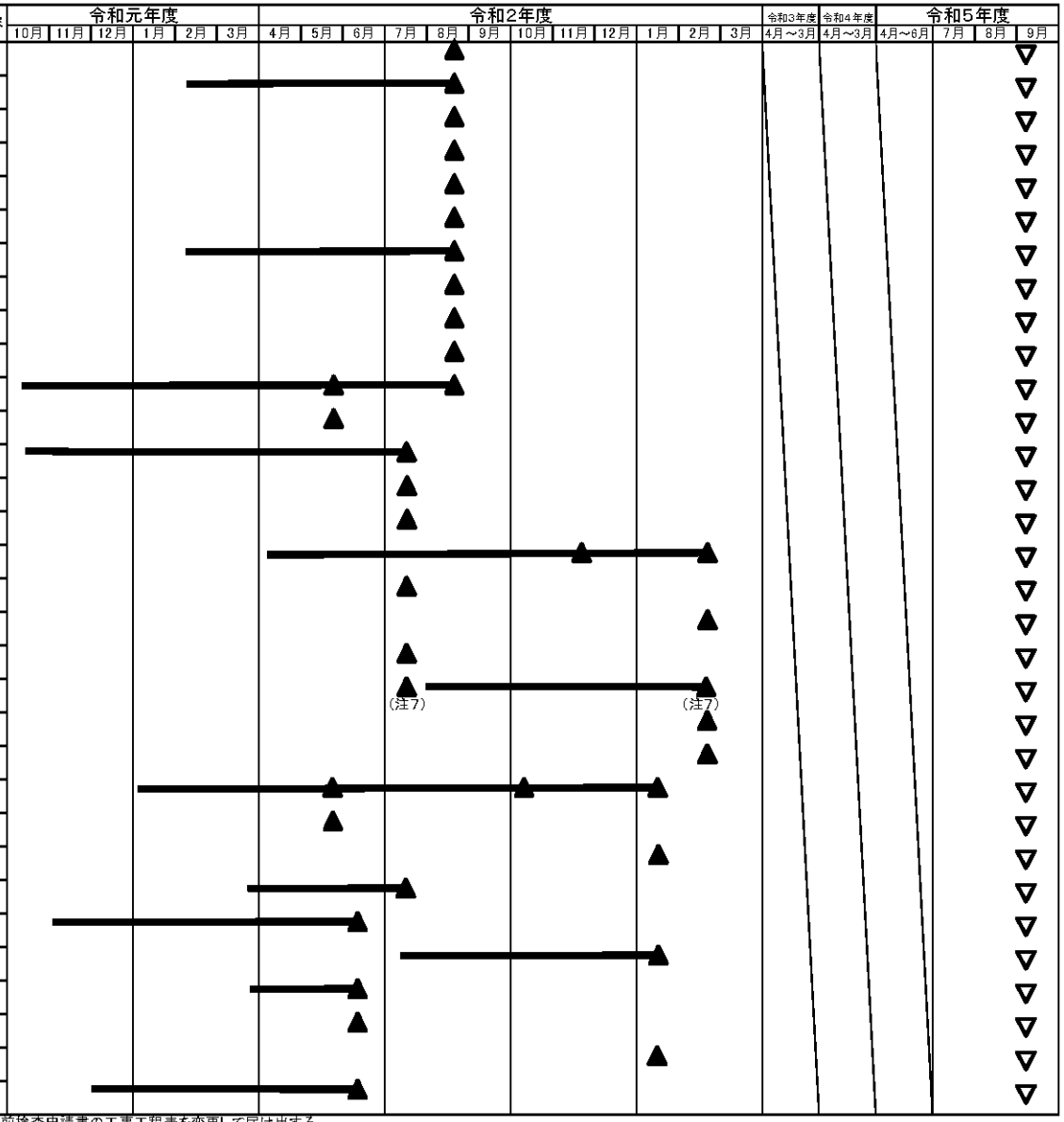

注1　規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。
注2　第2加工棟
注3　第2加工棟
注4　第2加工棟
注5　第2加工棟
注6　第2加工棟
注7　第1次設工認に基づいて、核燃料物質の移動に使用するため、工事使用の前に検査を受け、工事使用後に再度検査を受ける計画とする。

【凡例】
：工事期間
：使用前検査（実績）
：加工施設の性能検査

工 事 工 程 表（2／2）（注1）

認可番号等	施設区分	場所	名称 設備・機器名称	名称 機器名	変更内容
令和元年度12月2日付け 原規規発第1912022号	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚No.2	撤去
			試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	撤去
	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）	フィルタユニット（設備排気用）	部分撤去
			気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）	ダクト	部分撤去
	その他の加工施設	第2加工棟	試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去
			試験開発設備	粉末粉砕篩分装置	撤去
			試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去
			試験開発設備	小型粉末粉砕篩分装置	撤去
			試験開発設備	試験設備フード	撤去
			試験開発設備	試験設備ベース	撤去
		第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピー	仮移設
			火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	仮移設
			緊急設備	非常用照明	仮移設
			緊急設備	誘導灯	仮移設
		屋外（第2加工棟西側）	消火設備	屋外消火栓	仮移設

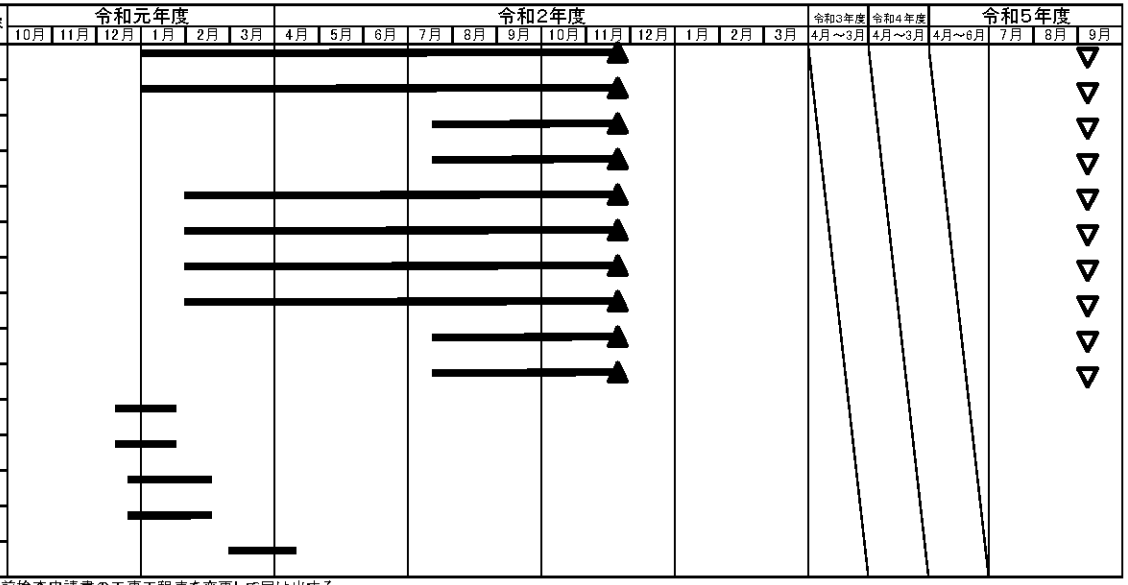

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

【凡例】
- ━ ：工事期間
- ▲ ：使用前検査（実績）
- ▽ ：加工施設の性能検査